

明治四十一年勅令第二百八十七号

明治四十一年勅令第二百八十七号（政府ニ
納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国
債ノ価格ニ関スル件）

政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用ス
ル国債ノ価格ハ其ノ債権金額ニ依ル

割引ノ方法ヲ以テ発行シタル国債ニシテ保証
金其ノ他ノ担保ニ充用ノ日ヨリ五年以内ニ償還
期限ノ到来セサルモノニ付テハ発行価格ニ財務
大臣ノ定ムル所ニ依リ発行価格ト額面金額トノ
差額ノ一部ニ相当スル金額ヲ加算シタル金額ヲ
以テ其ノ国債ノ債権金額ト看做ス

明治三十八年勅令第二十号ハ之ヲ廃止ス

附 則 （明治四五年六月一三日勅令第一
三六号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和一四年六月一三日勅令第三
七七号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （平成一二年六月七日政令第三〇
七号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施
行する。